

平成27年4月から

幼稚園と保育園、認定こども園の

# 保育料が変わりました

☆幼稚園の保育料は、これまで各幼稚園が自由に決めていましたが、保護者の所得に応じて市が決めた料金を納める仕組みに変わりました。  
 ☆保育園の保育料は、新たに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、それぞれに保育料が定められます。

## 1号認定（教育）の保育料

### 【 私立幼稚園・認定こども園 】

階層区分	保育料(月額)
① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	1,000円
母子・在宅障がい児者 世帯等	0円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	8,000円
母子・在宅障がい児者 世帯等	7,000円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	12,000円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	17,000円

### 【 市立幼稚園 】

階層区分	保育料(月額)
① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	1,000円
母子・在宅障がい児者 世帯等	0円
③ 市町村民税所得割課税世帯	4,000円

\* 保育料には入園料や施設費等が含まれますが、給食費、バス代、教材費等は含まれません。  
 \* 小学校3年以下の兄弟がいる場合、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。  
 \* 新制度では、私立幼稚園就園奨励費補助金（市立幼稚園授業料等減免）の支給は受けられません。

## 2号・3号認定（保育）の保育料

### 【 保育園 ・ 認定こども園 】

階層区分		保 育 料 （ 月 額 ）					
		満3歳未満		満3歳		満4歳以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円
	母子・在宅障がい児者世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③	市町村民税所得割課税額48,600円未満	13,000円	12,700円	11,000円	10,800円	10,000円	9,800円
	母子・在宅障がい児者世帯等	11,000円	10,800円	9,000円	8,800円	8,000円	7,800円
④	市町村民税所得割課税額97,000円未満	20,000円	19,600円	17,000円	16,700円	15,000円	14,700円
⑤	市町村民税所得割課税額131,000円未満	24,000円	23,500円	21,000円	20,600円	19,000円	18,600円
⑥	市町村民税所得割課税額169,000円未満	28,000円	27,500円	25,000円	24,500円	23,000円	22,600円
⑦	市町村民税所得割課税額221,000円未満	32,000円	31,400円	29,000円	28,500円	27,000円	26,500円
⑧	市町村民税所得割課税額281,000円未満	34,000円	33,400円	32,000円	31,400円	29,000円	28,500円
⑨	市町村民税所得割課税額301,000円未満	37,000円	36,300円	34,000円	33,400円	32,000円	31,400円
⑩	市町村民税所得割課税額397,000円未満	40,000円	39,300円	37,000円	36,300円	34,000円	33,400円
⑪	市町村民税所得割課税額397,000円以上	48,000円	47,100円	40,000円	39,300円	37,000円	36,300円

\* 保育料には入園料や施設費、給食費（2号については副食費のみ）等が含まれますが、バス代、教材費等は含まれません。

\* 保育所や幼稚園等を同時に利用している場合、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

\* 新制度では、保護者の就労時間等に応じ「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」に区分されます。

\* 階層区分の判定が所得税課税額から、市町村民税所得割課税額に変更になります。

【問い合わせ】 ☎48-1111（代表）  
子ども福祉課 （玉里総合支所2階）内線3227・3228